

## 医療施設食材料費高騰対策緊急支援事業支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、食材料価格高騰の影響を踏まえ、県内の医療機関を対象として、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (支給対象施設等)

第2条 支給対象施設は次のいずれにも該当する医療施設とする。

- (1) 所在地が新潟県内にあり、令和8年4月1日時点で運営中の別表に掲げる施設
- (2) 令和7年4月から令和8年5月までの毎月又は特定の月に、給食費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設

### (交付基準)

第3条 この支援金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。ただし、別記に定める申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (4) 暴力団員又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 この支援金の交付額は、別表のとおりとする。

### (交付の条件)

第4条 この支援金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 申請は1法人につき1件限りであること。

### (交付申請書)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による支援金交付申請書を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 支援金交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 暴力団等の排除に関する誓約書 別記第2号様式

### (交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金を交付すべきものと認めた

ときは、交付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、支援金不交付決定を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第7条 申請者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他必要な事項)

第8条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 交付基準

補助対象者	支給単価
新潟県内の公立を除く病院または有床診療所を運営する法人	1病床につき29,820円 ただし、食事を提供した期間が14月に満たない場合は、1病床につき2,130円×提供した月数×許可病床数とする。